

千歳市開基記念総合武道館条例

平成 5 年 1 月 19 日 条例第 1 号

改正

平成 8 年 3 月 28 日 条例第 8 号

平成 10 年 6 月 23 日 条例第 16 号

平成 14 年 9 月 20 日 条例第 27 号

平成 16 年 3 月 26 日 条例第 8 号

平成 17 年 4 月 1 日 条例第 20 号

平成 18 年 4 月 1 日 条例第 26 号

平成 22 年 3 月 24 日 条例第 14 号

平成 24 年 6 月 19 日 条例第 11 号

平成 26 年 3 月 6 日 条例第 2 号

千歳市開基記念総合武道館条例

(設置)

第 1 条 武道及びスポーツ活動の普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達及び健康の増進に資するため、千歳市開基記念総合武道館（以下「武道館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 武道館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千歳市開基記念総合武道館	千歳市あずさ 1 丁目 3 番 1 号

(管理)

第 3 条 武道館は、市長が管理する。

2 武道館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に開館時間を延長し、又は短縮することができる。

3 武道館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(1) 毎週月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

(3) 月の最後の金曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、休日の前日

(使用の承認)

第4条 武道館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、武道館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、武道館の使用を承認してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他武道館の管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた目的以外に武道館を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 附属設備及び備付物品の使用料は、規則で定める。

3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別な設備等の制限)

第9条 使用者は、武道館の使用に当たり特別な設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、第4条第1項の承認を取り消し、若しくは使用の停止を命じ、又は承認の条件を変更することができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

- (2) 使用者が偽りその他不正な手段により第4条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 使用者が第4条第2項に規定する承認の条件に違反したとき。
- (4) 第5条各号の一に該当することとなったとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、武道館の使用を終了したとき、又は前条の規定により承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、武道館の使用により建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為等の禁止)

第13条 市長の承認を受けた者以外は、武道館及びその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(入場の拒否等)

第14条 市長は、武道館の管理上適当でないとする者に対し、武道館への入場を拒否し、又は武道館からの退場を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 武道館の管理は、市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に武道館の管理を行わせる場合にあつては、第3条第2項及び第3項中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第4条、第5条、第9条、第10条、第13条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 武道館の使用の承認に関する業務

- (2) 武道館の建物、附属設備及び備付物品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、武道館の運営に関する事務のうち市長が定める業務
(指定管理者の管理の期間)

第17条 指定管理者が武道館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(利用料金)

第18条 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に武道館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第7条第1項及び第2項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 第7条及び第8条の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、適用しない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、委員会規則で定める日から施行する。(平成5年3月教委規則第1号で、同5年4月1日から施行)

附 則(平成8年3月28日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月23日条例第16号)

この条例は、平成10年7月1日から施行する。(後略)

附 則(平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の千歳市スポーツセンター条例別表の規定、第2条の規定による改正後の千歳市体育施設設置条例別表第2の規定、第3条の規定による改正後の千歳市開基記念総合武道館条例別表の規定及び第4条の規定による改正後の千歳市温水プール条例別表第1の規定は、この条例施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお、従前の例による。

附 則（平成17年4月1日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千歳市開基記念総合武道館条例第15条の規定に基づき武道館の全部又は一部の管理を委託している場合については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千歳市開基記念総合武道館条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の千歳市開基記念総合武道館条例別表の規定により発行された定期券は、改正後の条例別表の規定により発行された定期券とみなす。

附 則（平成22年3月24日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千歳市開基記念総合武道館条例第17条の規定は、この条例の施行の日以後に指定する指定管理者の管理の期間について適用し、同日前に指定した指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 6 月19日条例第11号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 6 日条例第 2 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

9 この条例の施行前に附則第 4 項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、附則第 4 項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第 7 条関係）

千歳市開基記念総合武道館使用料

種別	区分	使用料（単位：円）										摘要		
		9：00前1時間につき		午前 9：00～12：00		午後 13：00～17：00		夜間 18：00～21：00		21：00後1時間につき			午前、午後及び夜間	
		市内 在住者 以外 の者	市内 在住者 以外 の者	市内 在住者 以外 の者	市内 在住者 以外 の者	市内 在住者 以外 の者	市内 在住者 以外 の者	市内 在住者 以外 の者	市内 在住者 以外 の者					
専用	アマチュア入場	中学生以下	(210)	(420)	(700)	(1,400)	(900)	(1,800)	(1,400)	(2,800)	(470)	(940)	8,900	() 17,800 内は、

ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	料 等 を 徴 収 し な い 場 合	高 校	(310)	(620)	(1,1 00)	(2,2 00)	(1,4 00)	(2,8 00)	(2,1 00)	(4,2 00)	(700)	(1,4 00)	13,3 00	26,600	バ レ ー コ ー ト 1 面 の み の 使 用 料
		生 徒	1,10 0	2,20 0	3,10 0	6,20 0	4,00 0	8,00 0	6,20 0	12,4 00	2,20 0	4,40 0			
	入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合	一 般	(620)	(1,2 40)	(2,1 00)	(4,2 00)	(2,7 00)	(5,4 00)	(4,1 00)	(8,2 00)	(1,4 00)	(2,8 00)	26,5 00	53,000	バ レ ー コ ー ト 1 面 の み の 使 用 料
			2,10 0	4,20 0	6,20 0	12,4 00	8,00 0	16,0 00	12,3 00	24,6 00	4,30 0	8,60 0			
競 技 場	入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合		4,70 0	9,40 0	14,4 00	28,8 00	22,6 00	45,2 00	30,8 00	61,6 00	10,3 00	20,6 00	67,8 00	135,60 0	バ レ ー コ ー ト 1 面 の み の 使 用 料
	入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	2,10 0	4,20 0	6,20 0	12,4 00	8,00 0	16,0 00	12,3 00	24,6 00	4,30 0	8,60 0	26,5 00	53,000	
そ の 他 の 催 物 に 使	収 入 を 目 的 と す る 場 合		26,7 00	53,4 00	82,0 00	164, 000	127, 100	254, 200	174, 300	348, 600	57,4 00	114, 800	383, 400	766,80 0	バ レ ー コ ー ト 1 面 の み の 使 用 料
	入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合	営 利 を 目 的 と す る 場 合	18,5 00	37,0 00	55,4 00	110, 800	84,1 00	168, 200	108, 700	217, 400	34,9 00	69,8 00	248, 200	496,40 0	

	用する場 合	料等を徴収する場 合													
		的とな ない場 合													
		営利を 目的と する場 合	47,200	94,400	143,500	287,000	237,800	475,600	323,900	647,800	106,600	213,200	705,200	1,410,400	
柔道場 剣道場 弓道場 相撲場		中学 生以下	270	540	930	1,860	1,300	2,600	2,000	4,000	670	1,340	4,230	8,460	
		高校 生	400	800	1,400	2,800	2,000	4,000	3,000	6,000	1,000	2,000	6,400	12,800	
		一般	800	1,600	2,800	5,600	4,000	8,000	6,000	12,000	2,000	4,000	12,800	25,600	
会議室			230	460	750	1,500	1,500	3,000	2,300	4,600	750	1,500	4,600	9,200	
応接室			150	300	500	1,000	1,000	2,000	1,500	3,000	500	1,000	3,000	6,000	
個人 で使 用す る場 合	幼児室				150	300	150	300	150	300					
	競技場	中学 生以下			無料	100	無料	100	無料	100					
		高校 生			80	160	80	160	80	160					定期券 (1月)

柔道場 剣道場 弓道場 相撲場										間) 800
	一般	150	300	150	300	150	300			定期券 (1月間) 1,500
	65歳以上	80	300	80	300	80	300			定期券 (1月間) 800
	中学生	150	300	150	300	150	300			定期券 (1月間) 1,500
	高校生	230	460	230	460	230	460			定期券 (1月間) 2,300
	トレーニング									

室	一般		450	900	450	900	450	900	定期券 (1月間) 4,500
	65歳以上		230	900	230	900	230	900	定期券 (1月間) 2,300
暖房料	競技場	11月1日から4月末日まで使用料の額の100分の10に相当する額							
	会議室								
	応接室								
	柔道場								
	剣道場								
	弓道場								

備考

- 1 市内在住者とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者及びこの者で構成される団体をいう。
- 2 市内在住者には、前項に掲げるもののほか、市内に勤務し、又は通学する者を含むものとする。
- 3 未就学児が個人で使用する場合は、保護者の同伴を要する。
- 4 幼児室の使用料は、保護者1人当たりの額とし、他の施設を同時に使用する場合は、無料とする。
- 5 高校に在学していない者で18歳未満の者の使用（18歳に達する日の属する年度の末日まで

- の使用を含む。)に係る使用料は、高校生の使用料を適用する。
- 6 2の時間区分にわたって使用する場合の使用料は、当該使用に係る時間区分の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 7 専用の項に係る使用で、土曜日、日曜日及び休日における使用料は、当該使用に係る時間区分の欄に掲げる額の100分の20に相当する額を当該使用に係る時間区分の欄に掲げる額に加えた額とする。
- 8 専用の項に係る使用で、時間区分(2の時間区分にわたって使用する場合は、時間区分の終期)を超えて使用した場合は、超過1時間(1時間未満は、1時間とみなす。)につき、当該時間区分(2の時間区分の場合にあっては、最終の時間区分)の使用料の額の100分の30に相当する額を使用料として徴収する。ただし、21時を超えて使用した場合(午前、午後及び夜間の使用の場合を含む。)にあっては、当該時間帯の使用料の額とする。
- 9 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用(電気料等)を実費として徴収する。
- 10 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 11 使用者が入場料を徴収しない場合であっても、入場料を領収したとみなされるとき、会員制度等により会費を徴収しているとき、又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合の使用料を徴収する。